

特定計量器定期検査のお知らせ

(取引や証明に使用するはかり)

下記のとおりはかりの定期検査を実施しますので、最寄りの検査場所で受検してください。

記

令和6年			港区
検査月日	曜日	検査場所	所在地
8月19日	月	波除小学校 (北東門付近)	波除 3 - 6 - 8
8月20日	火	築港小学校 (東門付近)	築港 1 - 10 - 38
8月22日	木	八幡屋小学校 (南門付近)	八幡屋 3 - 3 - 5
8月26日	月	市岡中学校 (正門付近)	磯路 1 - 5 - 21
8月27日	火	三先小学校 (北門付近)	三先 2 - 6 - 32

- ◎ 検査時間は、午前10時30分から午後3時までです。
- ◎ はかることができる最大の重さが300kgまでの『はかり』を対象とします。
- ◎ 検査場所周辺が車輛通行禁止区域の場合もありますので、十分ご注意ください。
- ◎ 大阪市内に小中学校が休校となる警報の発表がある際は、検査が中止となります。
- ◎ お問い合わせ等につきましては、大阪市指定定期検査機関「特定非営利活動法人大阪市計量協会」(電話 06-6577-5884) までお願いします。

※はかりを取引・証明行為に使用する場合は、以下の2点の条件を満たすはかりを使用いただく必要があります。

- ・検定証印または基準適合証印が付されたはかりであること。
- ・2年に1度、港区で行う定期検査、又は定期検査に代わる計量士による検査に合格したはかりであること。

※「家庭用の表示のあるはかり」や「取引・証明以外用のはかり」は、計量法における取引・証明行為には使用できません。